

意見書 1 委員会意見 「2 具体的な整備内容シートに対する意見」への 委員からのご意見

<目次>

1. 「整備内容シートに対する意見（作業部会案）031124 版」に関する委員意見 1
2. 「整備内容シートについての意見案 031029 版」に関する委員意見 5

1. 「整備内容シートに対する意見（作業部会案）031124 版」に関する委員意見

シートNo.	意見	委員名 (敬称略)
計画-1	[河川レンジャーは、住民参加という観点から、河川管理を側面から支援しようとするもので、地域の特性に応じた役割や位置づけを十分検討しながら試行を進め、河川に関わる文化活動や自然保護活動にも役立てられるように発展することを、大いに期待している。 <u>併せて住民との連携、協働の推進には、既存の地域組織や社会システムを活かす工夫が必要であり、河川管理者には日頃からの住民とのコミュニケーションと協働の模索を引き続き求める。</u>]	村上
環境-4	淀川上流域での魚貝供給源が再生される点を評価する。この地点の水生生物の回復は、淀川本川の最上流域として貴重である。 <コメント> 楠葉は最上流域ですが、牧野は少し下流になり、上流域としています。	紀平
環境-7	干陸化した河床を切り下げて、なだらかな水域を造成することは重要であるが、木津川では、増水ごとに川の流れが変わるので、 <u>木津川全体の河床低下対策が必要である</u> 。また、「八幡市との関連事業との連携」に関して、全体構想を示すことが望まれる。 <コメント> ここに書かれている「木津川全体の河床低下対策が必要である」の意味が分かりません。 加茂より下流域の河道は低下傾向にあり、流砂の減少と、河道内植生の影響のため流路は固定する方向にあり、河相は単純化する方向に向かっているのが実情です。「川が川をつくる」という理念に沿って、多様な環境をつくるためには、現状よりも流砂が活発になり、流路は適当に変動することが重要ではないでしょうか。	江頭
環境-8	干潟後背地のヨシ原群の保全と回復に期待する。 <コメント> 環境-9、その他の所と統一します	紀平
環境-20	[縦断方向の河川形状の修復の検討（魚類の遡上・降下）（久我井堰・一の井堰、1～6号井堰）は、検討を進め、早急に実施に移す必要がある]	紀平

シートNo.	意見	委員名 (敬称略)
環境-29	<p>[水位操作の試行の実施（淀川大堰）は、<u>本格継続的な実施への早期移行が望まれる</u>]</p> <p>出水時の変動に応じた劣化した城北ワンド群の水質改善のための水位操作については、既に2年間試行されているが、<u>本格的な実施への移行がこれまでの成果と反省点を明確にし、継続的な実施が望まれる。</u></p>	紀平
環境-42	<p>底泥・底質の悪化は、大規模なダムのみならず、<u>琵琶湖、内湖、小河川、さらには流域全体に渡って構築されているダム、堰等でも少なからず生じている可能性が高く、ファブリダムを始めとした小規模堰堤上部の湛水部の底質調査の検討・実施をも視野に入れ、且つ流域全体を総合的に検討することが重要である必要がある。</u></p>	和田
環境-54	<p>シートに記載されているように、大淀江地区、海老江地区との連続性を図ることは重要であり、・・・</p>	紀平
環境-58	<p>・住民の利便性と環境保護とが相反する事業については、可能な限り住民意見の合意をはかることを反映すること</p> <p><理由></p> <p>三田村先生の意見と他の方の意見が交じってしまっています。現状だと、環境と住民意見が対立する場合、住民意見を取れと言っているような印象になります。</p>	細川
環境-59	<p>・法制化して淀川流域全体を外来魚の放流を禁止するなどの規制方法</p> <p>・生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種とそうでない外来種の区別</p> <p>・魚類以外の生物（両生爬虫類や昆虫類、植物等）についても、生態系に悪影響を及ぼす外来種を調査し、対策を検討</p>	細川
環境-64	<p>なお、事例に示された花の群生地などについては、地域住民の関心も高いため、効果的な広報を行うことで、住民との協働による共同した維持管理へと結びつけることも検討されたい。</p>	細川
治水-9	<p>[堤防補強については、堤防補強の必要な箇所を調査を早急を実施し、「淀川堤防強化検討委員会」で決定された補強手法等を参考にするとともに関連の専門家の意見を集約した上で、<u>早期に実施する</u>で早期に実施する必要があるが、実施後の堤防機能についてのモニタリング調査が必要である。また、新たな工法の試験施工を行い、積極的に実用化を図る必要がある]</p> <p><コメント></p> <p>「淀川堤防強化検討委員会決定された補強手法で早期に実施する必要があるが、」: この文面は、淀川堤防強化検討委員会が万能であるような表現になっておりますので、変えた方がよいのではないのでしょうか。</p>	江頭
治水-19 ~25	<p>治水-19～治水-25までの整備内容シートの「事業名」を以下に変更</p> <p><u>一連区間整備の完成等</u></p>	細川

シートNo.	意見	委員名 (敬称略)
治水-30	淀川大堰から三川合流点までの区間を連続的に通行航できるようにすることは必要であるが、平常時に利用を希望する住民の不満が大きく、緊急用・管理用であることの理解を求める看板等を充実させる必要がある。	紀平
利用-5	(最終行に追加) なお、井堰、落差工については、場所によっては魚道(せせらぎ魚道)などを通路として利用することも可能であり、この場合床固めも含めて、総合的に検討する必要がある。	紀平
利用-15	[河川における漁業については、「環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる」という基本方針は適切であるが、水産資源に限定されるのではなく「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことが目標であることに留意する必要がある。琵琶湖における漁業は、現在、湖岸から1～3 km前後(いずれも水深10mまで)の湖棚部にヘドロが堆積(平成4年の湖水放水規則改正し湖面水位平準化以後、平成7年位から堆積が顕著化)(1～3m堆積)して、シジミ漁・魩漁など壊滅寸前でヘドロの除去を緊急に行わないと漁業の存続も危ぶまれ、生物多様性も全く決定的に否定される状況である。] <説明> 湖岸流が平成4年以後、緩流化したこと、流砂が消失したことによってヘドロ堆積が始まった。	倉田
利用-15	[河川・湖沼における漁業については、「環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる」という基本方針は概ね適切であるが、平成4年に洗堰での湖水排出(放流)操作規則を量的変動制に変更して以来、ダムによる流砂の激減も伴ったとはいえ、湖棚部(湖岸から1～3 kmの水深10m以浅の部分)にヘドロが2～3 m堆積して水産資源の再生に甚だしい支障を生じ、漁業は壊滅寸前の状態にあり、一刻も早く、このヘドロ除去に取り組み、琵琶湖の古来からの独特の伝統漁業である魩(エリ)漁の風情も回復させることが緊急の課題である。その上で、「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことを目標に、各施策を実施する必要がある。] (註)洗堰での排水は、平成4年までは定量(常時)排出方式であった。この変更は、時限立法で国が実施した(20年かけた)琵琶湖総合開発の最後の仕上げの工事であった。それが平成4年であった。	倉田 (再送)
維持-12	・ 外来樹木(ニセアカシア、トウネズミモチ、シンジュなど)は伐採すること。 <理由> 伐採することで駆除できるものではないから。	有馬

シートNo.	意見	委員名 (敬称略)
ダム-2	[既設ダム(事業中のダムを含まない)の治水・利水・利用機能を向上させるため、再編・運用変更を検討することは重要であり、積極的に検討・改良し、特に <u>漁業の継続性を保全するためには流砂を断やさぬようにすることが重要である。そうした改良・検討を早期に実施する必要がある。</u>]	倉田
ダム -17 ~ 19	<p>なお、天井川の高時川は、激甚な被害が発生する可能性が高いにもかかわらず、丹生ダムの建設を前提として、<u>高時川河川敷が樹林化するの樹木が放置されるなど、河川管理面に問題が生じているうえ、ダム建設をめぐる社会的混乱が生じており、早急に調査・検討の結果を示す必要がある。</u></p> <p><コメント> 原因は地域社会の構造変化</p>	村上
ダム-24	[<u>土砂移動の連続性を確保する方策検討の方向性は概ね適切だが、具体的効果をあげるまでには至っておらず、なお一層であり、積極的に推進する必要がある</u>]	倉田
関連施策 -1	<ul style="list-style-type: none"> ・「淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)」には学識経験者・自治体に加えて住民・住民団体を参加させること ・「堤防補強対策の実施と連携した高水敷における公園の一体的整備の検討」については、水陸移行帯を復活させる工夫をすること ・老朽化施設の更新・補修についても、環境に配慮しながら、周辺の自然環境に融合したものとすること ・<u>園内への植栽が、河川への外来種の導入につながらないように注意すること。</u> <p><コメント> 「・」印3項に4番目として追加</p>	有馬

2. 「整備内容シートについての意見案 031029 版」に関する委員意見

シートNo.	意見	委員名
計画-1	河川レンジャー計画の検討試行は「可」と判断する。 <u>ただし当面、河川レンジャーの拠点を速やかに整備し、実施に向けて早期に検討・試行を重ねるべきである。河川レンジャーの境遇や権限・役割等は、住民参加型の「河川レンジャー検討委員会(仮称)」を設立しその中で検討し、河川レンジャー制度設置以前に定めておく必要がある。なお、河川レンジャーの人材育成に力を注がなければならないことはいうまでもない。当面、自然環境と直接対峙する農林漁業者や地域特有の経験を伝承する地域住民等の採用も視野に入れ検討して欲しい。は自主登録制とし、個人に限らず団体や組織も含めたものとする。河川レンジャーの情報整備を充実し、河川管理者と河川レンジャー、あるいは河川レンジャー同士の連携を促進するための施策を行うことを求める。</u> <u>それと平行し、住民団体や個人への業務委託の方針等について検討を進めることを求める。</u>	村上
環境-1	<u>住民との協働による調査の推進を明示したことを評価する。(冒頭に挿入)</u>	村上
環境-8 (海老江地区)	新淀川に常時水が流れるようにし、汽水域の干潟にするべきである。 <u>干潟後背地のヨシ群の保全と回復に期待する。(文末に追加)</u>	紀平
環境-16 (大淀地区)	高水敷の切下げて大淀地区干潟とヨシ原の回復の検討は、大淀野草地区を干潟に取り込んだ形での改造が望ましい。 <u>また、上流側の中津干潟と下流側の海老江干潟とつながる大干潟を期待する。(文末に追加)</u>	紀平
環境-26	検討項目の追加 ダムが魚類を始めとした水生動物の生活史の何を何処で分断しているのかを精査し、魚道の必要性を検討する必要がある。 <u>このことを見極めたうえで、魚道の必要性を検討する必要がある。</u>	寺川
環境-39	この目的で検討するのであれば、他にもっと適切な適当な地域を含めて検討を行うべきである。	寺川
治水-3	住民と行政との関係を現状から格段に進めるための手段を模索しながらも、 <u>積極的に的なものを含めて探索することが推進されるべきである。</u>	寺川
治水-4	流域において、雨水の保水・貯留機能を保全、強化するとともに土地利用の規制・誘導を行うものであり、大いに評価できる <u>すべきである。</u>	寺川
治水-9	治水上の危険を増大させない限り、景観、生態系、地域のニーズに配慮した多様な堤防作造りを進めてほしい。 <u>また、石組みや粗朶(柴)消波工などの伝統工法も研究し、積極的に採用していくべきである。</u>	寺川
治水-15	水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の自然生態系の回復をはかることが必要である。	寺川

シートNo.	意見	委員名
利水-1	「水需要抑制策が反映されていることを確認する」とあるのは高く評価できる。	寺川
利用-3	いろいろな観点から、水上オートバイ、プレジャーボート、レジャー用動力船の禁止を含む通航規制を実施すべきである <u>と考える</u> 。	寺川
利用-6	さらに、河川敷利用縮小基準も検討すべきである。利用希望の調整の場利用調整だけでなく、目指している河川環境についての理解を深める場とし、河川環境でなければできない利用を促進する場、調整の場とされたい。	寺川
利用-7	従って、フローチャートにある行政庁による強制執行は原則としてできず、違法工作物についてのみ「もちろん解釈」した場合に限り可能となるのでご検討されたい。	寺川
ダム-2	ただし湖面利用については、委員の中に「必ず水質の悪化を招くことになり、禁止すべき」との意見もあり、慎重に検討されたい。(中略)揚水式発電の下池では <u>毎日</u> 1日の水位変動が大きい <u>ため</u> 、湖面の自由使用がみとめられていないなどの特性がある。活性化については、ダム湖の悪化につながらない事を明記すべきである。	寺川
ダム-3	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化事業。人命にかかわるの損失に繋がる重要な事業であり、速やかに実施されたい。(中略)瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダムでは、晴天にもかかわらず後期放流がなされているので洪水警報が発令されているが、このことが理解できるように情報表現を工夫する必要がある。	寺川
ダム-5	また、流木の有効活用方法としてチップ以外の有効活用についても検討されたい。ただし落葉・落枝のように、流木の河川生態系における存在意義を評価した検討を行う必要がある。 <コメント> 「ただし落葉・落枝のように、流木の河川生態系における存在意義を評価した検討を行う必要がある。」の文章は意味不明	寺川